

千葉市食品衛生推進員運営要領

第1 目的

この要領は、千葉市食品衛生推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、千葉市食品衛生推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 推薦及び委嘱

- (1) 千葉市食品衛生協会長は、要綱第2条の規定に該当すると認められる候補者を推薦調書（様式第1号）により市長に推薦するものとする。
- (2) 生活衛生課長は、必要に応じ、要綱第2条の規定に該当すると認められる候補者を推薦調書（様式第1号）により選出することができる。
- (3) 次のアからエに掲げる者で構成する千葉市食品衛生推進員選考会議において、(1) 及び(2) の候補者の中から、要綱第3条に規定する定数以内の推進員を決定する。
 - ア 医療衛生部長
 - イ 医療政策課長
 - ウ 生活衛生課長
 - エ その他医療衛生部長が必要と認めた者
- (4) 市長は、(3) に規定する会議により決定した推進員に、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

第3 委嘱者の条件

- (1) 要綱第2条第1号の規定による推進員の候補者は、原則として、現に公益社団法人日本食品衛生協会の食品衛生指導員（以下「指導員」という。）であって、かつ、指導員として委嘱された期間が、概ね2年以上の者とする。
- (2) 要綱第2条第2号の規定による推進員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 集団給食関係者
 - イ 食品衛生行政に2年以上携わった者

第4 職務の範囲

要綱第5条第1号に規定する職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条第1号の規定による推進員は、原則として、自身が所属する組合の組合員の食品営業施設を巡回し、必要な助言等を行う。
- (2) 要綱第2条第2号の規定による推進員は、保健所から指示された施設を巡回し、必要な助言等を行う。

第5 講習会

要綱第6条第2項に規定する講習会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 衛生法規に関すること
- (2) 自主管理の技術情報に関すること
- (3) その他推進員としての職務を遂行するために必要な事項

第6 報告

推進員は、原則、次の表の第1欄に掲げる文書を第2欄に掲げる期日までに保健所長を経由して医療衛生部長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により第2欄に掲げる期日までに報告できない場合は、活動年の年度末までに報告するものとする。

第1欄	第2欄
食品衛生推進員活動計画書（様式第3号）	活動日の1ヶ月前まで
食品衛生推進員活動報告書（様式第4号）	活動の終了した日から1ヶ月以内

第7 事故発生時の対応

- (1) 推進員は、要綱第5条に規定する職務中に事故があったときは、事故の内容その他必要な事項を速やかに保健所長に報告するものとする。
- (2) 保健所長は前項の報告を受けたときは、速やかに医療衛生部長に報告するものとする。

附 則 この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年1月25日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年2月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年11月1日から施行する。